

山梨県公報

号外第二十九号

平成二十五年
四月三十日

火曜日

目次

条例

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
……………一

条例のあらまし

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十五号)(税務課)

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年四月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十五号

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和四十五年山梨県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十二条第一項の表の第一号イ又は第四十五条第一項の表の第一号ロ」を「第十二条第一項の表の第一号イ又は第四十五条第一項の表の第一号イ」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番